

平成 2 8 年 第 2 回 紀 の 川 市 議 会 定 例 会 第 1 日

平成 2 8 年 6 月 1 0 日（金曜日） 開 議 午前 9 時 2 8 分

散 会 午前 1 0 時 3 0 分

◎議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市税条例等の一部改正について）

報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市都市計画税条例の一部改正について）

報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について）

報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市保育料徴収条例の一部改正について）

報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 7 年度紀の川市一般会計補正予算（第 5 号））

報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 7 年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号））

議案第 1 0 8 号 固定資産評価員の選任について

議案第 1 0 9 号 工事請負契約の締結について（麻生津簡易水道区域拡張（その 4）工事）

議案第 1 1 0 号 工事請負契約の締結について（麻生津簡易水道区域拡張（その 5）工事）

議案第 1 1 1 号 財産の取得について

議案第 1 1 2 号 紀の川市議会議員及び紀の川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

議案第 1 1 3 号 紀の川市立保育所条例の一部改正について

議案第 1 1 4 号 平成 2 8 年度紀の川市一般会計補正予算（第 1 号）について

議案第 1 1 5 号 平成 2 8 年度紀の川市丸栖財産区特別会計補正予算（第 1 号）について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）のとおり

○出席議員（20名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	6番 大谷さつき	7番 石脇順治
8番 中村真紀	9番 榎本喜之	10番 杉原勲
11番 森田幾久	12番 村垣正造	13番 高田英亮
15番 西川泰弘	16番 堂脇光弘	17番 室谷伊則
18番 上野健	19番 石井仁	20番 川原一泰
21番 坂本康隆	22番 竹村広明	

○欠席議員（1名）

5番 仲谷妙子

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	林信良
市長公室長	西川直弘	企画部長	森本浩行
総務部長	上山和彦	危機管理部長	中浴哲夫
市民部長	中邨勝	地域振興部長	立具久幸
保健福祉部長	上村敏治	農林商工部長	岩坪純司
建設部長	福岡資郎	会計管理者	森脇澄男
水道部長	森美憲	農業委員会事務局長	中野朋哉
教育長	貴志康弘	教育部長	稲垣幸治
企画部財政課長	杉本太		

○議会事務局職員

事務局長	榎本守	事務局次長	柏木健司
議事調査課課長補佐	岩本充晃	議事調査課係長	藤田郁也

（開会 午前 9時28分）

○議長（竹村広明君） おはようございます。

議員各位には、平成28年第2回紀の川市議会定例会に御出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本定例会には、条例の一部改正、また補正予算などの議案が上程されております。議員各位の御協力のもと円滑な議会運営に努めますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、5番 仲谷妙子君より病氣療養のため、本日の会議を欠席したい旨の届け出がありましたので、御報告いたします。

議事に入る前に、先日の熊本地震により、亡くなられた多くの方々の冥福を心よりお祈りし、黙祷をささげたいと思いますので、皆さん、御起立を願います。

〔全員起立〕

〔黙 祷〕

○議長（竹村広明君） ありがとうございます。御着席ください。

それでは、続きまして、表彰状伝達式をとり行います。

去る5月31日に開催されました第92回全国市議会議長会総会において、高田英亮君、西川泰弘君、上野 健君が議員在職15年以上表彰を、坂本康隆君が、議員在職10年以上表彰を受けられました。なお、私も議員在職15年以上表彰を受けておりますので、御報告いたします。

ただいま名前をお呼びした議員は、前のほうへお越しください。

〔高田議員、西川議員、上野議員、坂本議員に表彰を伝達〕

○議長（竹村広明君） 以上で、表彰伝達を終わります。

受賞された皆さん、まことにめでとうございます。

次に、5月20日に開催されました和歌山県市議会議長会総会において、石井 仁君、坂本康隆君が、在職10年以上一般表彰を受けられましたので、ただいまから表彰状の伝達を行います。

ただいま、名前をお呼びした議員は、前のほうへお越しください。

〔石井議員、坂本議員に表彰を伝達〕

○議長（竹村広明君） 以上で、表彰伝達を終わります。受賞された皆さん、まことにめでとうございます。

それでは、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回紀の川市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しておるとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（竹村広明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番 並松八重君、2番 太田加寿也君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（竹村広明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

去る5月30日に議会運営委員会を開催していただき、本定例会の会期と議会運営について御協議いただいております。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から7月1日までの22日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から7月1日までの22日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（竹村広明君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

報告1、執行部より、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、市長の専決処分の事項についての報告と、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成27年度紀の川市繰越明許費繰越計算書の提出がありました。また、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、平成27年度紀の川市水道事業会計予算の繰越報告と、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、紀の川市土地開発公社の経営状況を説用する書類の提出もありましたので、後ほど配付させていただきます。

報告2、その他の報告につきましては、配付しておるとおりでございます。確認をお願いします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市税条例等の一部改正について） から 議案第115号 平成28年度紀の川市丸栖財産区特別会計補正予算（第1号）について まで

○議長（竹村広明君） それでは、日程第4、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市税条例等の一部改正について）から、議案第115号 平成28年度

紀の川市丸栖財産区特別会計補正予算（第1号）についてまでの14件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） おはようございます。

平成28年第2回紀の川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用にもかかわらず御参集をいただき、厚く御礼申し上げます。

まず、4月14日発生しました熊本地震により、亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

先ほど、全国市議会議長会、永年在職議員表彰及び和歌山県市議会議長会、永年在職議員表彰の伝達を受けられた各議員の皆さん、大変おめでとうございます。これからも引き続き、市民の皆さんの代表として御活躍を御祈念申し上げます。

それでは、今定例議会に提案いたしました諸議案について、概要説明をいたします。

まず、その内訳につきまして、専決処分に係る報告6件、人事案件に係る議案1件、工事請負契約の締結に係る議案2件、財産の取得に係る議案1件、条例の一部改正に係る議案2件、補正予算に係る議案2件の計14案件であります。

まず、専決処分の承認を求める報告につきまして、報告第1号から報告第3号は、紀の川市税関係の条例改正に係るもので、それぞれ地方税法等の改正などに伴い、所要の改正を行ったものであります。

報告第4号は、子ども・子育て支援法施行令の一部改正等に伴い、保育料の改正を行ったものであります。

報告第5号と報告第6号は、平成27年度紀の川市一般会計及び平成27年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計の補正に係るものであり、各会計の歳入の確定に伴う財源調整により、歳入歳出予算額を減額補正したものであります。

以上、専決処分に係る6件につきましては、それぞれ緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなく、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

次に、人事に係る議案では、議案第108号は、固定資産評価員の選任について議会の同意を求めるものであります。

議案第109号及び議案第110号は、麻生津簡易水道区域拡張（その4）工事と麻生津簡易水道区域拡張（その5）工事の請負契約に係る案件であります。

議案第111号は、老朽化した事務用パソコン及び基本ソフトウェアを購入するための財産の取得についてであります。

続きまして、条例改正に係る議案で、議案第112号は、選挙運動に係る公費負担の限度額の引き上げを行うものであります。

議案第113号は、紀の川市保育の実施に関する条例が廃止されたことに伴い、入所で

きる児童の規定を改正するものであります。

次に、平成28年度補正予算に係る議案では、議案第114号及び議案第115号は、一般会計について、4月の人事異動に伴う人件費及び事業執行上、緊急を要する事業費について、また丸栖財産区特別会計についても、事業執行上、緊急を要する事業費について、それぞれ補正予算をお願いするものであります。

以上、議案の概要説明を申し上げましたが、引き続き、担当部長から詳細説明をいたしますので、何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 続いて、補足説明を求めます。

総務部長 上山和彦君。

○総務部長（上山和彦君）（登壇） おはようございます。

それでは、早速、議案書1ページをごらんください。

専決処分の承認を求めることについて。

報告第1号では、紀の川市税条例の一部を改正する条例、報告第2号は、紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定より報告し、承認を求めるものでございます。いずれも、平成28年度税制改正に伴い、急を要する部分のみ専決をさせていただいてございまして、専決日は、平成28年3月31日でございます。改正内容が多岐にわたりますので、主な改正点のみ御説明させていただきます。

議案書につきましては、3ページからになってございますが、まず5ページをごらんください。

第34条の4は、法人市民税の法人税割の税率の改正でございしますが、平成28年税制改正において、平成29年4月から地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人税割の税率を引き下げることとなってございます。これは、地方法人税の税率を引き上げ、その税込額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とすること。また、地方法人特別税、譲与税を廃止し、全額法人事業税（県税）に復元するほか、法人事業税額の一部を都道府県が市町村に交付する法人事業税交付金を創設することにより、法人住民税、法人税割の標準税額を9.7%から6%に、制限税率を12.1%から8.4%に改正するもので、29年4月1日以後に開始する事業年度から適用する改正でございします。

次に、13ページ、14ページをごらんください。

第80条から第81条の8では、平成29年4月から県税の自動車取得税が廃止され、県が課税している自動車税と市が課税している軽自動車税、それぞれに環境性能割を新たに導入するための所要の改正でございします。

15ページの第81条4、環境性能割の税率についての規定でございします。

軽自動車の税率は、燃費基準値達成度に応じて決定されますが、課税の率が1%、2%、営業所についても2%を上限となってございます。なお、新たに追加される環境性能割で

すが、当分の間は県が賦課徴収を行い、税収から徴税に要する経費を控除した額を市に交付するものとなります。

次に、17ページから22ページにかけての第82条から第91条は、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備で、いずれも平成29年4月1日から施行し、同日以後に取得される自動車について適用することとなります。

続きまして、23ページ、ごらんください。

附則第6条については、適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を進める観点から、健診・予防接種等を受けている個人を対象として、所得税における措置とあわせて、いわゆるスイッチOTC医薬品の購入費用について、セルフメディケーション推進のための医療費控除の控除額計算上の特例措置として、所得控除制度を導入するための改正でございまして、本特例の施行期日は、平成30年1月1日からで、平成30年度分から平成34年度分の個人住民税について適用するものでございます。

次に、25ページ、26ページの附則第15条の2から第15条の6までは、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収等の特例についての規定でございます。次に、附則第16条については、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の1年延長に係る規定の整備でございます。

次に、31ページ、ごらんください。

第3条による改正の附則第5条では、たばこ税に関する経過措置について所要の規定を整備してございます。ただいま御説明いたしました条文以外の改正は、地方税法等の条文の整理等に伴い、それぞれ所要の改正を行ってございます。ほとんど字句の訂正、また条の繰り上げでございます。

以上、平成28年度の地方税法等の改正に伴い、紀の川市税条例を改正するものでございます。

続きまして、議案書38ページをごらんください。

報告第2号 都市計画税条例の一部を改正する条例についてでございます。

まず、40ページをごらんください。

まず、第2条第2項については、景観法により指定を受けた世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に規定する重要建造物等の都市計画税について、課税標準を価格の3分の1とする措置で、地方税法改正によるものでございます。

次に、41ページから44ページにかけての附則第2項から第7項は、宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例について、地方税法の廃止した条項の繰り上げによりまして条文整備をしたものでございます。

次に、同じく44ページの附則11項につきましては、農地中間管理機構が平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に農地中間管理権を取得し、その存続期間が10年以上である一定の農地について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を最初の3年間、価格を2分の1とする特例措置の改正でございます。

以上、平成28年度の地方税法の等の改正に伴い、紀の川市都市計画税条例を改正するものでございます。

報告第1号及び報告第2号につきまして、御承認のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（竹村広明君） 市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） おはようございます。

続きまして、議案書45ページお願いいたします。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて。

紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。専決日は、平成28年3月31日でございます。

47ページをお願いします。

改正条例の第2条第2項、第3項の改正及び第23条第1項の改正は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を54万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円にそれぞれ引き上げる改正を、次のページ、第23条第1項第2号及び第3号の改正は、5割軽減、2割軽減の判定基準額を改正し、軽減の対象世帯を拡充するものでございます。

附則として、第1項は、施行期日を、第2項は、改正後の紀の川市国民健康保険税条例の適用区分を定めるものでございます。御承認、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（登壇） 続きまして、50ページをお開きください。

報告第4号 専決処分を求めることについてということで、紀の川市保育所徴収条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

平成27年度末に、国のほうで子ども・子育て支援法施行規則の一部改正があり、平成28年度保育料の徴収について急を要するため専決させていただいたもので、専決日は、平成28年3月31日でございます。

一部改正条例は、52ページから64ページまでとなっています。

今回の改正の概要は、年収約360万円未満相当の世帯について、従来の子どもが複数いる、いわゆる多子世帯軽減の年齢制限を撤廃するとともに、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等について負担軽減措置を拡大し、第1子については、現行の半額、第2子については、無償化するという改正でございます。

52ページをお願いします。改正の主な部分について、説明いたします。

第3条の改正は、支給認定子どもに係る小学校就学前の子どもの区分が、別表第1、別表第2、別表第3となっていたものを、別表第1にまとめる改正です。第6条では、第3条で別表をまとめたことにより、別表第4から別表第2に変わるものの改正です。

続いて、53ページから57ページの改正後の別表です。

別表を取りまとめた表で、各表に「要保護世帯等」という欄が設定されている部分が、年収360万円未満相当の世帯のひとり親世帯等に対する軽減です。

続いて、57ページをお願いします。

57ページ、備考書き1から、59ページ上段の第6項までの備考書きについては、用語の説明と従前の保育料徴収条例施行規則の内容を備考書きしたものでございます。

また同じく、59ページ、下の段、7項から備考書き及び62ページまでの各表については、多子世帯の年収360万円未満相当の世帯に対する軽減を規定したものです。

以上、報告第4号についての説明です。御承認のほどよろしくお願いします。

○議長（竹村広明君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） おはようございます。

議案書の65ページをござんください。

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度紀の川市一般会計補正予算（第5号））について、地方自治法の規定により専決処分をしたものでございます。専決日は、平成28年3月31日でございます。

表題に、「平成27年度補正予算書」と書いている別冊の1ページをござんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,585万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ314億9,103万9,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費補正に係る規定。

第3条は、地方債補正に係る規定でございます。

2ページ、3ページをござんください。

第1表 歳入歳出予算補正のうち、歳入につきましては地方譲与税、各種交付金、地方交付税、国庫支出金、繰入金、諸収入、市債の確定による補正でございます。

4ページをござんください。

歳出につきましては、歳入の確定に伴い、補正措置しております。

5ページをござんください。

第2表 繰越明許費補正として、観光振興事業952万円を追加しております。

6ページをござんください。

第3表 地方債補正でございます。それぞれ事業費の確定に伴い、限度額の変更を行っております。

それでは、別冊の平成27年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）に関する説明書の4ページをござんください。

6款、地方消費税交付金は、税率改正に伴い4億9,223万3,000円を増額しております。

10款、地方交付税につきましては、特別交付税の決定により、5,027万6,000

0円の増額でございます。

5ページをごらんください。

14款、国庫支出金は、地方創生加速化交付金の決定により、952万円を増額。

18款、繰入金は、財政調整基金からの繰入金を5億5,381万4,000円減額。

21款、市債につきましては、事業費の確定により、2億660万円の減額としております。

7ページをごらんください。

歳出につきましては、2款、1項、17目、基金費、基金積み立て事業6,462万7,000円の増額。内訳としまして、財政調整基金積立金を1億1,017万4,000円増額、那賀老人福祉施設組合清算基金積立金を4,554万7,000円減額しております。

次に、3款、1項、12目、国民健康保険費につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計繰出金を2億円減額しております。

8ページをごらんください。

7款、1項、3目、観光振興費、観光振興事業では、国の地方創生加速化交付金を活用して実施します紀の川市エリアおもてなし観光サイクリング推進事業の負担金として、952万円を増額しております。

以上が、平成27年度一般会計補正予算（第5号）の内容でございます。御承認、お願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） 続きまして、議案書67ページをお願いいたします。

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号））を地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。専決日は、平成28年3月31日でございます。

別冊の平成27年度補正予算書の8ページをお願いいたします。

平成27年度紀の川市の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億268万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億6,233万7,000円とするものでございます。

別冊の補正予算に関する説明書の3ページ。

歳入では、3款、国庫支出金につきましては、療養給付費負担金で7,528万5,000円の増額、財政調整交付金で3,398万1,000円の増額、合わせて1億926万6,000円を負担金・交付金の確定により増額を。

4款、療養給付費等交付金につきましては、交付金の確定により2,647万6,00

0円の増額を。

6款、県支出金につきましては、財政調整交付金の確定により3,842万8,000円の減額をしております。

9款、繰入金につきましては、歳入歳出の確定により2億円の減額としております。

4ページの歳出につきましては、支出の確定により、2款、1項、1目、一般被保険者療養給付費7,468万8,000円の減額。

2目、退職被保険者等療養給付費2,700万円の減額としております。

以上が、平成27年度国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。御承認、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 総務部長 上山和彦君。

○総務部長（上山和彦君）（登壇） それでは、議案書69ページをごらんください。

議案第108号 固定資産評価員の選任について、御説明いたします。

下記の者を紀の川市固定資産評価員に選任したいから、地方税法第104条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。住所、紀の川市名手上199番地2、氏名、林 信良、昭和30年9月16日生まれでございます。

田村 武 固定資産評価員が、平成28年6月30日をもって辞任されることに伴い、選任の御同意をお願いするものでございます。なお、主な職歴等につきましては、別冊の議案資料1ページに記載してございますので、ごらんおきいただきたいと思います。

以上です。

○議長（竹村広明君） 水道部長 森 美憲君。

○水道部長（森 美憲君）（登壇） おはようございます。

私のほうから、議案第109号及び議案第110号、2議案について御説明申し上げます。

議案書の70ページ、71ページをお開きください。

議案第109号は、麻生津簡易水道区域拡張（その4）工事。議案第110号は、麻生津簡易水道区域拡張（その5）工事に係る請負契約を締結するための議案で、どちらも平成28年5月13日、紀の川市財務規則第108条第2項の規定に基づき、条件つき一般競争入札に付した工事で、請負契約の締結について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第109号については、1、契約の目的は、麻生津簡易水道区域拡張（その4）工事、2、契約の方法は、条件つき一般競争入札による契約、3、契約の金額は、1億7,299万4,400円、4、契約の相手方は、和歌山県紀の川市桃山町元409の4、株式会社林工業所、代表取締役 林 久でございます。

提案理由といたしましては、平成28年度簡易水道事業特別会計当初予算で議決を得ました麻生津簡易水道区域拡張（その4）工事について、5月13日、紀の川市本庁舎5階501会議室において、4社による条件つき一般競争入札を行ったところ、議案記載のと

おりと決まりましたので、請負契約の締結の議決を求めるものでございます。

議案資料といたしまして、2ページから3ページに添付しておりますので、御高覧をお願いいたします。

次に、議案第110号について、御説明申し上げます。

議案書の71ページをごらんください。

1、契約の目的は、麻生津簡易水道区域拡張（その5）工事、2、契約の方法は、条件つき一般競争入札による契約、3、契約の金額は、3億1,428万円、4、契約の相手方は、和歌山県紀の川市田中馬場153の1、株式会社赤路電気水道、代表取締役 椎葉 純一です。

提案の理由といたしましては、平成28年度簡易水道事業特別会計当初予算で議決を得ました麻生津簡易水道区域拡張（その5）工事について、5月13日、紀の川市本庁舎5階501会議室において、4社による条件つき一般競争入札を行ったところ、議案記載のとおりと決まりましたので、請負契約締結の議決を求めるものでございます。

議案の資料といたしまして、4ページから5ページに添付しておりますので、御高覧をお願いいたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 議案書の72ページをごらんください。

議案第111号 財産の取得について、財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記の1として、財産の名称、数量は、情報系パソコン180台及びウインドウズOS100本。2、取得の方法は、随意契約による取得。3、取得価格は、3,898万8,000円。4、契約の相手方は、和歌山県紀の川市貴志川町神戸557、株式会社稲葉 紀の川市出張所所長 稲葉聖子でございます。

提案理由につきましては、老朽化した事務用パソコン及び基本ソフトウェアを更新するため、平成28年5月13日、紀の川市役所本庁舎4階402階会議室において、4社による指名競争入札を行ったところ、落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により議案記載のとおり決まりましたので、財産の取得の議決を求めるものでございます。

以上、御審議、お願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 総務部長 上山和彦君。

○総務部長（上山和彦君）（登壇） それでは、議案書73ページをごらんください。

議案第112号 紀の川市議会議員及び紀の川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、補足説明させていただきます。

改正条例は、次のページから77ページでございますが、その内容は、平成28年4月

8日付の公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行により、選挙運動用自動車の使用、そして選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成、これらについて要する経費に係る限度額の引き上げがなされたため、当市も同政令に準拠して改正を行うものでございます。

なお、公職選挙法施行令に規定する公営単価の限度額の改正は、3年に一度の参議院議員通常選挙の年にその基準額の見直しを行うことを例とされてございまして、今回の改正は平成26年4月の消費税の増税を踏まえたものでございます。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（登壇） 続きまして、議案第113号 紀の川市保育所条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書の78ページ及び79ページをごらんください。

子ども・子育て支援法の施行により、紀の川市保育の必要性の認定に関する条例が施行され、従前の紀の川市保育の実施に関する条例及び保育の実施に関する条例施行規則が廃止されております。そのため、このたび紀の川市保育所条例第3条を整理するとともに、第3項として、従前の保育の実施に関する条例施行規則に規定されていた入所を承諾しないことができる場合として条例の規定するものでございます。

以上、議案第113号の説明です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 議案書の80ページをごらんください。

議案第114号 平成28年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

表題に、平成28年度補正予算書と書いている別冊の1ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,078万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ308億2,078万6,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正に係る規定でございます。

2ページをごらんください。

第1表 歳入では、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入、市債を増額しております。

3ページ、4ページの歳出につきましては、各費目ごとに人事異動に伴う人件費及び事業執行上、急を要する事業について補正措置をしております。

5ページをごらんください。

第2表 地方債補正として、保健体育施設整備事業の限度額を変更しております。

それでは、別冊の平成28年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）に関する説明書の3ページをごらんください。

歳入の主な補正内容を御説明申し上げます。

14款、2項、1目、総務費国庫補助金、地方創生加速化交付金2,916万円の増額、地域ブランド力向上事業及び農産物販売促進事業に係る補助金でございます。

6目、教育費国庫補助金467万8,000円の減額、旧名手宿本陣整備事業に係る補助金を減額するものでございます。

15款、3項、4目、教育費委託金70万円の増額、外部専門機関と連携した英語指導力向上事業に係る委託金でございます。

18款、2項、1目、基金繰入金は、財源調整のため、財政調整基金からの繰入金を1,719万3,000円増額しております。

4ページをごらんください。

21款、1項、7目、教育債2,230万円の増額、長山ふれあい公園の管理棟建てかえに係る市債でございます。

5ページをごらんください。

歳出は、人件費以外の主な事業の御説明を申し上げます。

6ページをごらんください。

2款、1項、7目、企画費、地域ブランド力向上事業2,132万円の増額、国の100%補助を受け、航空会社との共同により乗客データの分析や地域誘導の可能性を検証するとともに、機内での果樹加工品の提供などにより地域ブランド力の向上を図る事業でございます。

18ページをごらんください。

6款、1項、3目、農業振興費、農産物販売促進事業784万円の増額、国の100%補助を受け、近畿大学との包括連携に関する協定に基づき、大学が運営する飲食店で旬のフルーツを提供することにより認知度の向上を図るとともに、ニーズ調査を実施し、6次産業化へつなげていく事業でございます。

20ページをごらんください。

6款、2項、3目、林業施設費、森林公園管理運営事業224万3,000円の増額、ハイランドパーク粉河の取水井制御ケーブルの張りかえと、ろ過装置を修繕するものでございます。

21ページをごらんください。

7款、1項、4目、観光施設費、観光施設管理運営事業247万7,000円の増額、貴志川観光物産センターの空調設備入れかえに要する工事請負費を計上しております。

25ページをごらんください。

9款、1項、3目、非常備消防費、消防団運営事業613万7,000円の増額、退団者の増に伴い、消防団員退職報償金を増額しております。

26ページをごらんください。

10款、1項、3目、教育諸費、学校教育推進事業70万円の増額、県100%の委託金を活用して、英語教育について専門的な知識を持った大学教授から指導を受け、英語を

担当する教員の能力向上を図る事業でございます。

27ページをごらんください。

10款、5項、4目、文化財保護費、旧名手宿本陣整備事業864万8,000円の減額、母屋等の修繕工事について国の補助対象が変更になったことによる補正でございます。

28ページをごらんください。

10款、6項、3目、体育施設管理費、体育施設管理運営事業2,356万2,000円の増額、長山ふれあい公園の管理棟の傷みが激しいため、既存施設を解体撤去し、トイレの洋式化も含め、管理棟を建てかえる事業でございます。

以上が、今回の補正の主な内容でございます。御審議、お願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（登壇） それでは、私のほうから、議案書81ページの議案第115号 平成28年度紀の川市丸栖財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明を申し上げます。

別冊の平成28年度補正予算書をごらんいただきたいと思います。

補正予算書の6ページをごらんいただきたいと思います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の補正でございますが、当初予算額に歳入歳出それぞれ31万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を81万4,000円にするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

恐れ入ります。別綴じの平成28年度補正予算（第1号）に関する説明書の4ページをお開きいただきたいと思います。最後のページとなっております。

今回の補正につきましては、管理する立ち木による通行の妨げや落ち葉などによる近隣の住民への被害を軽減するため、支障木の伐採費用を増額したものでございます。

その財源につきましては、3ページに記載してございます。財政調整基金繰入金を見込んでございます。

以上でございます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） ほかに補足説明はございませんか。

〔「補足説明なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） なければ、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第4のうち、議案第108号 固定資産評価員の選任については、人事に関する案件でありますので、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託、討論を省略し、本日、直ちに質疑、採決まで行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第108号については、本日、直ちに質疑、採決まで行うことに決定いたしました。

それでは、議案第108号 固定資産評価員の選任についての質疑、採決を行います。

ここで、関係者の退席を求めます。

林副市長は退席願います。

〔林副市長 退席〕

○議長（竹村広明君） これより、議案第108号に対する質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。

議案第108号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第108号は、原案のとおり同意されました。

林副市長の入場を許可いたします。

〔林副市長 入場〕

○議長（竹村広明君） 林副市長にお伝えいたします。

ただいま議題となっておりました議案第108号の固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意されましたので、お伝えいたします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。

6月14日、火曜日、午前9時30分より再開いたします。

お疲れさまでした。

（散会 午前10時30分）